

旭山動物園売改札・団体受付業務についてプロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年1月30日

旭川市長 今津 寛介

1 契約担当部局

〒078-8205 旭川市東旭川町倉沼 11 番地の 18

経済部旭山動物園

電話 0166-36-1104

FAX 0166-36-1406

e-mail zookoho@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 旭山動物園売改札・団体受付業務
- (2) 業務内容 詳細は「旭山動物園売改札・団体受付業務説明書」のとおり
ア 各門における売改札業務
イ 団体入園者の受付業務
- (3) 履行期間 令和8年4月12日から令和9年4月11日まで

3 参加資格要件

- 公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。
- (1) 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）において「警備・受付等（営業種目番号：3030）」のうち「受付、展示物案内・誘導（取扱品目番号：3035）」に登録されている者。
 - (2) 入札参加資格者名簿において、等級格付が「A」又は「B」である者。
 - (3) 旭川市内に営業の拠点がある者。（入札参加資格者名簿における「51 市内業者」又は「53 準市内業者」）
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
 - (5) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく、指名停止を受けていない者。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭山動物園売改札・団体受付業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月18日（水）までの午前9時から午後5時まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市旭山動物園のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年2月18日（水）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年3月2日（月）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 実施要領で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

旭山動物園売改札・団体受付業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された受託候補者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

毎月後払いとする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案等本プロポーザルに係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は実施要領等による。